

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定) 第 2 条 9. 1 に基づくものです。〕

日本農林規格等に関する法律に基づく有機農産物、有機加工食品、
有機畜産物及び有機飼料の日本農林規格の改正について

下記のとおり、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の
日本農林規格を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合
は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の日本農林規格の
改正
- 2 対象品目
有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料
- 3 趣旨及び目的
有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の日本農林規格に
ついて、実態に即した反映、様式の一部変更等の改正を行う。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1
TEL (03) 6744－7139
FAX (03) 6744－0569
- 6 意見提出期限
WTO 事務局から配布された後 60 日間